

英国における問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 日商	(1)	輸入許可	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協			・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
16 雇用	時計協 日機輸	(1)	VISA の取得・延長の困難	・国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可取得に時間と手間がかかっている。UK においては、労働許可取得時の申請料の増額が予定されており、安定した人材の派遣が難しくなっている。	・労働滞在許可取得の簡素化、迅速化、安定化を要望する。	・UK Border Agency ・入国管理法 ・英国移民法 ・Tier2 VISA ・査証制度の運用
	日機輸 日商			・入国手続(書類審査、Entry Clearance 発行等)はフィリピンにて実施されているが、書類の郵送に時間が取られる上、審査所要期間がまちまちであり、駐在員の赴任日設定に支障が生じている。	・東京での書類審査手続の実施。 ・必要書類、内容の明確化。	
	電線工 日機輸 日商			・VISA (Tier-2 ICT) 延長できる期間が最大 5 年、年収 12 万ポンド以上で最長 9 年であるが、ポジションや職種によっては 5 年以上の長い滞在が必要なケースも考えられるため、年収基準を撤廃願いたい、そもそも企業内転勤で滞在し、身元保証されている駐在員に対して、期間制限を設けるのは両国にとって理にかなわない。	・年収制限の撤廃。 ・延長基準の緩和。	
	自動部品			・英国は外国からの年間労働者数制限を目的に、就労 VISA の総発給数を制限している為、必要なスタッフが確保出来ない場合が想定される。日本からの出向者の大半が当てはまる第 2 階層(Tier2)の VISA 発給数は 27,000 人(2013 年 4 月～2014 年 4 月)で事前に身元引受証書(COS)の申請が必要。申請数が 27,000 人を超えると特定要件を満たした者(不足職業等)が優先され、それ以外は VISA 受給は困難となる。また、Tier 2 の最長滞在期間は 5 年(年収 5 万ポンドの場合は 9 年)と制限されており、プロジェクト計画遂行等に不都合が発生する懸念がある。	・多国籍企業の雇用者向け就労 VISA の発給条件を緩和して頂きたい。	
	自動部品			・現在の Tier-2 ICT は、その滞在期間が 2011 年より基本的に最長 5 年となっており、給与による緩和条項はあるものの、要求レベルが高く、製造で要求されるマネージャー、エンジニアレベルでは意味がないものとなっており、英国での経験を有効に活用できていない。	・最長滞在可能時間の延長。	
	日機輸			・日本人駐在員のビザ取得条件が年々厳格化しており、取得に係る手間、費用も増している。	・英国への人の移動に過度な制限をかけないようしていただきたい。	
				(参考) ・英国内務省の国境移民局のウェブサイト参照。(https://www.gov.uk/government/organisations/uk-visas-and-immigration)		
	自動部品 日機輸	(2)	査証の取得時に要求される書類の厳格さ	・就労ビザ申請時に戸籍謄本の翻訳と翻訳証明書を要求される。これらの書類については、申請日から 1 ヶ月以内のものを求められたが、時間的制約が厳しく大変だった。ビザ取得の条件や取得にかかる手間が年々増しており、2017 年 4 月から費用も大幅に上昇する見込みである。	・就労ビザ取得を容易にして欲しい。	・査証制度の運用

経由団体: 各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸 日商	(3)	イミグレーション制度の頻繁な変更	・イミグレーション制度の頻繁な変更により、VISA 取得や維持するための制度理解に相当な労力と時間を要する。	・現制度の一定期間の継続。	・入国管理法 ・英国移民法	
	日機輸 日商	(4)	事業譲渡に伴う雇用継続義務	・事業譲渡を行う法人の従業員を、事業譲受する法人が継続雇用する義務があるため、生産性の高いオペレーションの提供、投資および外国企業進出の足かせになっている。	・TUPE 撤廃。条件の緩和。	・Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国) ・2001/23/EC	
	日機輸	(5)	現代奴隷法施行による実務的負担に対する懸念	・同法の対象となる企業の範囲等が完全に明確になったわけではないが、基準は概ね示された(改善点)。同法で対応を求められている、サプライチェーンにおいて奴隷労働が存在していないこと等を公表する Statement の作成及びそのための調査、社員教育に必要な追加実務は継続的に発生。毎年上記 Statement の公表が必要となるが、過年度 Statement の公表方法のガイドラインが示されたことは評価できる(改善点)。	・社員の啓蒙教育に資するツールやガイドラインを継続的に提供してほしい。	・現代奴隷法 ・The Modern Slavery Act 2015	
	自動部品	(6)	最低賃金引上げ(賃金レベル高騰)	・物価レベル、Living Wage を考慮し、設定される最低賃金は、EU 他国との比較で非常に高いレベルにあり、高騰している。人に頼る工程が多い製造では、競争力が保てず、大陸側のビジネス確保が非常に困難になってきており、経営を圧迫している。	・物価抑制経済政策。 ・最低賃金上昇抑制。	・最低賃金法	
	自動部品	(7)	技術者の不足	・技術者の絶対数が需要に比べ少ない。製造の現地移管を図るに当たり、現地人技術者の絶対数が不足大手の企業、賃金の高い企業からの引き抜きが頻繁に発生、安定したオペレーションの運営を困難としている。	・技術者の養成/育成と企業へのサポートの強化(特に教育・訓練)。		
17	知的財産制度運用	日商	(1)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制(規制内容は右記)	・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。 具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的に容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。 (注) プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記(前面 75%、後面 90%)を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所のみ使用を可とするもの。	左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。 日本政府に、左記の問題点を十分にご理解いただき、積極的な対処をお願いしたい。	・the Children and Families Act 2014 ・Draft Statutory Instrument (Standardised Packaging of Tobacco Products Regulations)
	日機輸	(2)	優先権証明書提出の負担が大きい	・優先権証明書提出の負担が大きい。現在はデジタルアクセスコードを英国特許庁に提出することで優先権証明書の提出は不要だが、PDX の制度の導入は引き続き希望したい。	・JPO と USPTO 間で行っている PDX の制度を導入することを希望する。	・英国特許規則 8	

* 経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(3)	不明確な第一国出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	
26その他	医機連 自動部品 電線工 電線工 自動部品 電線工 日機輸 日機輸	(1)	EU 離脱問題	<p>・EU 離脱の国民投票が早ければ今年6月か7月に実施される可能性が出てきました。EU 離脱すれば、英国からのEU 域への輸出事業に影響が出るのは必至ですが、英国への輸入品に対する規制が新たに設けられることも懸念されます。英国独自の規格である、BSI (British Standards Institution, 英国規格協会)の独自規格の復活です。EU 離脱後、英国では、CE Marking が無効となり、BSI の規格への適合が必須となった場合、英国での販売戦略を見直す必要が出てくるものと予想致します。</p> <p>・英国のEU 離脱に当たり、特にEU との間での関税の設置、EU 移民に対する方向性が見定められず、中期的な経営戦略が全く立てられない状況となっている。</p> <p>・英国の離脱問題は、見通しが立たず、英国拠点の全部または一部機能の大陸移転内容・時期が定まらない。</p> <p>・いわゆるブレグジットについて将来の動向が予見できず不安。</p> <p>・英国政府によるEU 離脱の道筋がいまだはっきりせず、どのような準備をすべきか手探り状態である。英国政府による早急な方向性の提示が待たれる。</p>	<p>・英国/EU 間交渉情報の公開。</p> <p>・英国とEU、英国と日本他との貿易に関するルール等の早期決定。</p> <p>・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いように欲しい。</p> <p>・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いように欲しい。</p>	
	製薬協	(2)	Brexit の税制への影響	<p>・Brexit に関する国民投票から1年以上経過したが、未だに関税・源泉税・付加価値税等の税制をはじめとした英国とEU の関係性の行方が不透明な状況であり、対応に苦慮している。</p>	・不確実性を排除するために、出来るだけ早い合意を望む。	
	日機輸	(3)	Brexit による人員移動制限の懸念	<p>・Brexit により欧州大陸との人員の移動が制限されることが懸念される。</p>	・英国への人の移動に過度な制限をかけるようにしていただきたい。	
			(対応)	<p>・2019年3月に離脱予定なるも、離脱協定に関する英国議会での可決見通しが立たず No Deal Brexit の可能性を否定出来ない。</p> <p>・英国議会による離脱協定書の承認を受け、2020年1月末にEU から離脱。</p>		
			(対応)	<p>・英国議会による離脱協定書の承認を受け、2020年1月末にEU から離脱。</p>		
			(対応)	<p>・英国議会による離脱協定書の承認を受け、2020年1月末にEU から離脱。</p>		

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。